

佐賀県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人 件 費 率 (B)/(A)	(参考) 令和4年度の人件費率
R5年度	人 801,051	千円 539,531,062	千円 9,639,205	千円 120,774,261	% 22.4	% 20.9

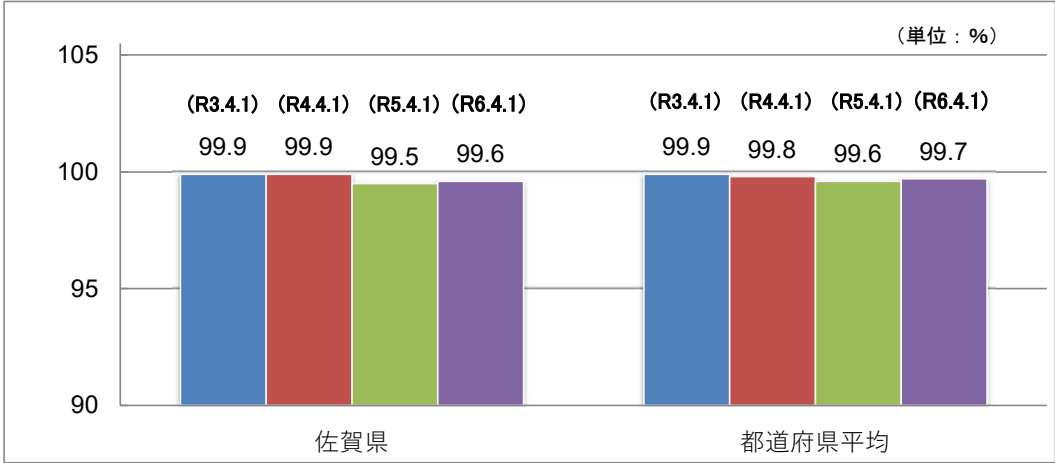
(注) 人件費には、特別職の職員(知事、県議会議員等)に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給与費				(参考)	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	一人当たり給与費 (B)/(A)	都道府県平均一人 当たり給与費
R5年度	人 13,561	千円 58,854,492	千円 8,928,175	千円 23,080,625	千円 90,863,292	千円 6,700	千円 6,872

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。
2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。
また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員、
東部工業用水道局の職員及び特別職の職員は含みません。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費を含みますが、
会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、
学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に
支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇して
いる場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較 差 (A)-(B)	勧 告 (改定率)		
R6年度	358,276 円	348,032 円	10,244円 (2.94%)	2.94%	2.94%	2.76%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 (A)	公務員の支給月数 (B)	較 差 (A)-(B)	勧 告 (改定月数)		
R6年度	月 4.58	月 4.50	月 0.08	月 0.10	月 4.60	月 4.60

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は
期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容)
給料表の構造は、50歳台後半層の職員が多く在職する高位号俸を大きく引き下げた国の行政職俸給表(一)の構造に準じて見直しを実施した。
給料表の水準は、佐賀県の民間給与の水準と均衡している平成26年度改定後の給料表の水準と同水準となるようにした。

② 地域手当の見直し

(支給割合)
医療職給料表(一)の適用を受ける職員(医師及び歯科医師)に対する地域手当の特例の支給割合は国基準16%に対し、佐賀県においても16%を支給。
(実施時期)
県の医師の給与水準と民間の給与水準を考慮し、段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は15%、給与改定後は平成27年4月に遡及し15.5%、平成28年4月1日から16%を支給。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施した。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
佐賀県	41.1 歳	317,689 円	377,698 円	341,865 円
国	42.1 歳	323,823 円	-	405,378 円
都道府県平均	42.4 歳	321,156 円	410,148 円	362,985 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

② 技能労務職

区 分	公務員					県内民間			参考 (A)/(B)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
佐賀県	56.5 歳	43 人	316,781 円	339,501 円	324,177 円	-	-	-	-
うち調理員	53.4 歳	3 人	321,600 円	356,900 円	352,800 円	調理士	48.7 歳	212,800 円	1.68
うち用務員	57.2 歳	15 人	299,500 円	323,920 円	307,280 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.32
うち 運転技術員	57.2 歳	4 人	324,600 円	357,225 円	332,975 円	自家用乗用 自動車運転者	60.9 歳	192,600 円	1.85
うち守衛	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	守衛	- 歳	- 円	-
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	-	330,553 円	-			
都道府県平均	53.9 歳	149 人	308,506 円	363,394 円	339,367 円				

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	(C)/(D)
佐賀県	-	-	-
うち調理員	5,864,400 円	2,866,400 円	2.0
うち用務員	5,173,340 円	3,297,300 円	1.6
うち 運転技術員	5,704,000 円	2,502,400 円	2.3
うち守衛	- 円	- 円	-

- (注) 1 技能労務職の職種と県内民間の職種の比較にあたっては、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではなく、単純な比較はできません。
- 2 県内民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている都道府県別の直近3ヶ年（令和3年～令和5年）のデータを平均（各年度の労働者数で加重平均）したものです。
当該データは、企業規模10人以上の常用労働者（※1）のうち一般労働者（※2）について集計されているものであり、正社員・正職員以外の労働者を含んでいます。
- 3 県内民間データの「用務員」は、賃金構造基本統計調査で都道府県別のデータが未公表であるため、全国のデータを使用しています。
- 4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- 5 技能労務職員の「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
※1 「常用労働者」とは、次の①から③までのいずれかに該当する労働者です。
①期間を定めずに雇われている労働者
②1ヵ月を超える期間を定めて雇われている労働者
③日々又は1ヵ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者
※2 「一般労働者」とは、短時間労働者（1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者）以外の労働者です。
- 6 職員数が3名以下の職種については、記載していません。

③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
佐賀県	46.0 歳	378,537 円	420,229 円
都道府県平均	44.8 歳	370,607 円	432,659 円

④小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
佐賀県	42.2 歳	350,666 円	383,659 円
都道府県平均	41.8 歳	356,431 円	412,158 円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
佐賀県	38.1 歳	323,707 円	429,977 円	348,040 円
国	41.8 歳	328,209 円	-	388,322 円
都道府県平均	39.3 歳	334,004 円	475,875 円	383,957 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区	分	佐賀県	国
一般行政職	大 学 卒	196,900 円	196,200 円
	高 校 卒	166,700 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	-
	中 学 卒	155,300 円	-
高等学校教育職	大 学 卒	220,700 円	-
	短 大 卒	195,300 円	-
小・中学校教育職	大 学 卒	220,700 円	-
	短 大 卒	198,200 円	-
警 察 職	大 学 卒	221,700 円	227,600 円
	高 校 卒	192,100 円	191,800 円

(注) 本県の警察職の大学卒初任給は、採用された者が大学卒（新卒）である場合の初任給を示しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	268,540 円	369,966 円	391,669 円	405,807 円
	高 校 卒	228,475 円	328,950 円	352,607 円	380,833 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
高等学校教育職	大 学 卒	314,139 円	390,674 円	427,893 円	442,832 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	365,917 円
小・中学校教育職	大 学 卒	315,016 円	393,450 円	417,429 円	431,453 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
警察職	大 学 卒	280,460 円	385,617 円	416,750 円	434,622 円
	高 校 卒	265,567 円	343,669 円	393,200 円	414,650 円

(注) 該当階層の職員数が3人以下の場合は、近似の階層の平均額を記載しています。

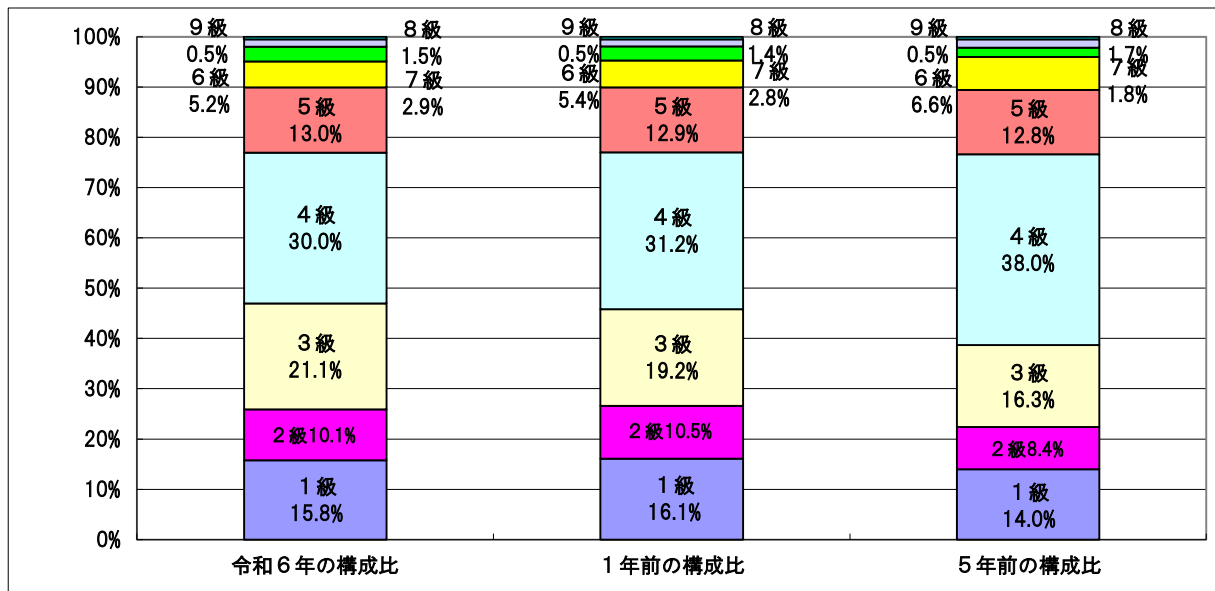
近似の階層にも4人以上の該当がない場合は、記載していません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

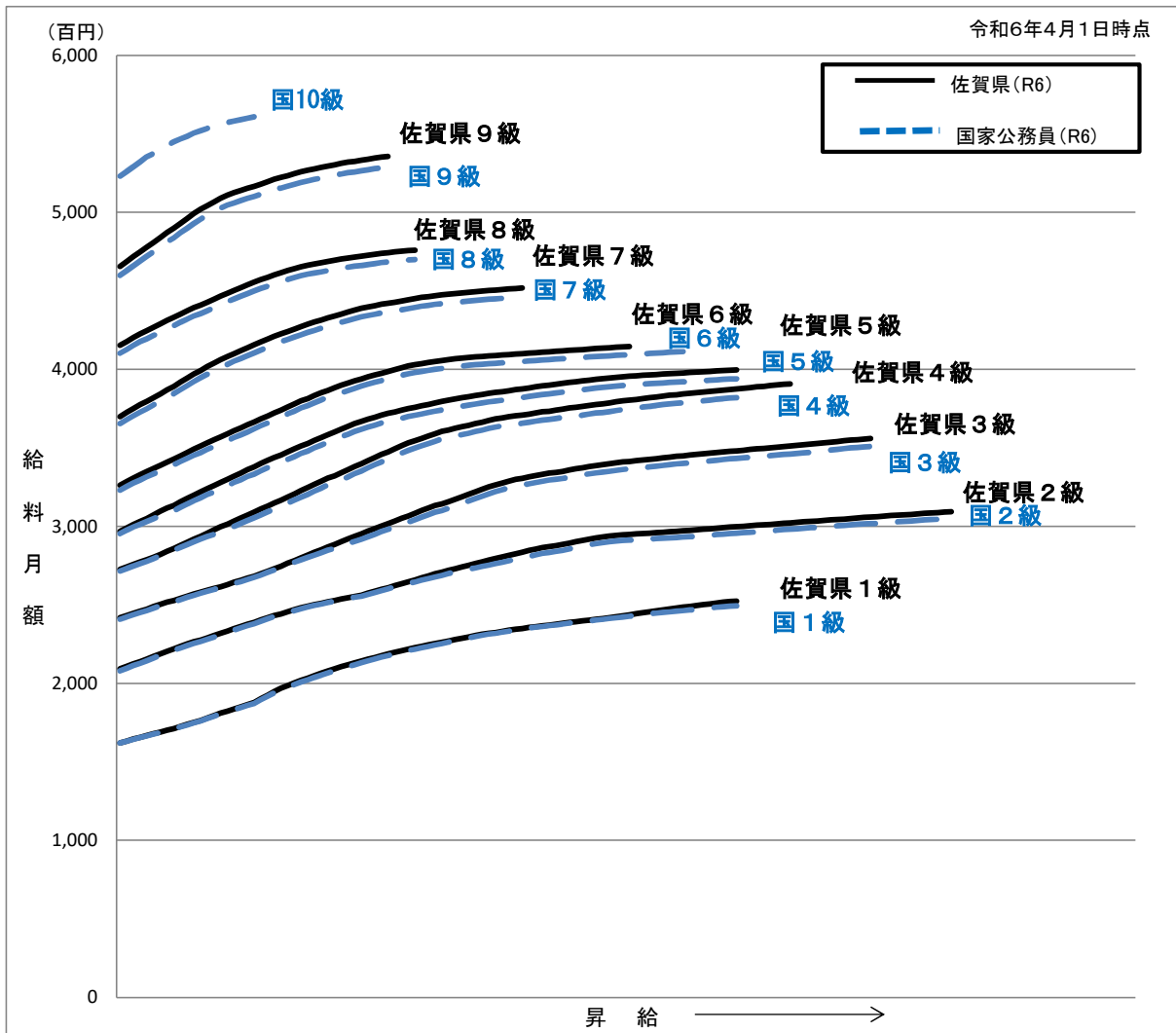
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
9 級	本庁の部長の職務	17 人	0.5 %	円 465,600	円 535,700
8 級	本庁の副部長の職務	52 人	1.5 %	円 415,300	円 475,900
7 級	本庁の困難な業務を所掌する課長の職務	99 人	2.9 %	円 369,900	円 451,800
6 級	本庁の課長の職務	179 人	5.2 %	円 326,300	円 414,500
5 級	本庁の副課長の職務	450 人	13.0 %	円 296,900	円 399,700
4 級	係長の職務	1,039 人	30.0 %	円 272,600	円 390,800
3 級	主査の職務	731 人	21.1 %	円 241,800	円 356,000
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事・技師の職務	348 人	10.1 %	円 209,300	円 309,400
1 級	定型的な業務を行う主事・技師の職務	546 人	15.8 %	円 162,100	円 252,400

- (注) 1 佐賀県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日までにける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

佐賀県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,643 千円	（非公表）
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 （1.375）月分 勤勉手当 2.05 月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 （1.375）月分 勤勉手当 2.05 月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％

（注）（ ）内は暫定再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○
上位、標準の区分		
標準、下位の区分		
標準の区分のみ（一律）		
ロ 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

佐賀県	国
（支給率） 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 その他の加算措置 - 1人当たり平均支給額 1,634 千円	（支給率） 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 その他の加算措置 - 1人当たり平均支給額 （非公表）
勸奨・定年 24.586875 月分 33.27075 月分 47.709 月分 47.709 月分 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) 10,973 千円	定年・応募認定 24.586875 月分 33.27075 月分 47.709 月分 47.709 月分 定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 「勸奨・定年」及び「定年・応募認定」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合があります。

(3) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度普通会計決算)		32,010 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度普通会計決算)		695,870 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給割合	国の制度 (支給割合)
東京都特別区	25 人	18 %	20 %
大阪市	5 人	15 %	16 %
福岡市	2 人	10 %	10 %
福岡県太宰府市	2 人	3 %	6 %
医師・歯科医師	12 人	16 %	16 %
	人	%	%
県内全市町	13,515 人	0 %	0 %
	人	%	%
	人	%	%
平均支給割合		0.06 %	0.06 %

(注) 「国の制度 (支給率)」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合です。

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度普通会計決算)	562,646 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度普通会計決算)	132,512 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	31.3 %
手当の種類 (手当数)	33 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課、徴収に関する業務	12,086 千円	勤務公署外 日額 700円 勤務公署内 日額 600円
教務手当	消防学校、農業大学校等に勤務する職員	訓練指導、科目の講義、実習指導等	11,567 千円	消防学校 日額 720円 農業大学校等 日額 1,200円以内
社会福祉業務手当	児童相談所、知的障害者更生相談所等に勤務する児童福祉司、知的障害者福祉司等	福祉に関する業務	4,081 千円	児童相談所 日額 950円 それ以外 日額 600円
防疫等作業手当	従事職員	①家畜伝染病のまん延防止作業 ②伝染病患者等の救護作業等	2,797 千円	①日額 380円 (牛のと殺作業に従事した場合380円加算) ②日額 290円
精神保健福祉業務手当	精神保健指定医である職員等	精神障害者の訪問指導、移送等	268 千円	日額 290円
結核患者家庭訪問手当	保健福祉事務所等に勤務する保健師等	結核患者の家庭の訪問、指導	85 千円	日額 230円
放射線取扱手当	保健福祉事務所に勤務する診療放射線技師等	X線その他の放射線を人体に対して照射する作業等	1 千円	日額 500円以内
衛生業務手当	従事職員	衛生に関する監視、検査の業務	369 千円	日額 230円
狂犬病予防作業手当	従事職員	予防注射、犬の引き取り、検診、病性鑑定のための措置、捕獲又は薬殺等	67 千円	日額 360円
麻薬等監視手当	薬務課に勤務する薬剤師 (麻薬取締員を除く)	麻薬等監視業務	1 千円	日額 280円
爆発物取扱手当	従事職員	火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査作業	— 千円	日額 750円
潜水手当	水産振興センターに勤務する職員	潜水作業	29 千円	1時間 1,500円以内
漁業取締調査手当	従事職員	海上における被疑者の追跡、立入検査、検挙等	485 千円	日額 370円以内
有害物取扱手当	従事職員	病害虫防除、指導作業等	156 千円	日額 290円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度決算)	左記職員に対する支給単価
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄の牛、馬、豚の自然交配、精液の採取作業等	619 千円	日額 230円
高所作業手当	従事職員	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所で行う、公害調査、ダム、橋りょう、高層建築物等の建設作業等	3 千円	日額 320円以内
特殊現場作業手当	従事職員	坑内等の危険な作業現場での作業	40 千円	日額 450円以内
用地交渉従事手当	土地対策課、農林事務所、土木事務所等に勤務する職員	公共事業に伴う土地、建物の取得等に係る補償に関し、所有者等と直接交渉する業務	1,106 千円	日額 660円 (午前8時30分前、午後6時以後990円)
災害応急作業等手当	従事職員	災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用、保守、鑑識作業等	434 千円	日額 1,080円以内 (業務の区域等により100/100を限度に加算)
夜間空港管理手当	佐賀空港事務所に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる空港管理業務	394 千円	1回 1,100円以内
外国勤務手当	外国を勤務地とする職員	外国を勤務地とする勤務	5,338 千円	勤務1月につき、国の在勤基本手当の80/100相当、住居手当の80/100相当、配偶者手当の80/100相当及び子女教育手当の100/100相当の合計額
航空機搭乗作業手当	従事職員	航空機に搭乗して行う災害発生状況等の調査業務等	3,026 千円	一時間当たり 2,300円以内
警務作業手当	従事警察職員	犯罪鑑識作業	2,555 千円	日額 560円以内
		看守勤務作業	3,629 千円	日額 240円以内
		私服員の従事する犯罪予防及び捜査並びに被疑者逮捕作業	33,254 千円	日額 560円
		交通捜査作業	10,382 千円	日額 1,260円以内
		特殊自動車運転作業	14,229 千円	日額 560円以内
		警ら作業	21,496 千円	日額 340円
		警備艇運転作業	198 千円	日額 260円
		身辺警護等作業	213 千円	日額 1,150円以内
		銃器犯罪捜査作業	— 千円	日額 1,640円以内
		死体取扱作業	21,618 千円	1体 3,200円以内
		夜間通信指令作業	59,770 千円	1回 730円
		夜間緊急処理作業	934 千円	1回 1,240円
		(1)爆発物処理作業 (2)特殊危険物質等に対して直接行う検知等の作業	— 千円	(1)1件 5,200円 (2)日額 2,600円以内 (著しく危険な作業2,000円加算)
		潜水作業	— 千円	1時間 1,500円以内
		航空機搭乗作業	2,053 千円	1時間 5,700円以内

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度決算)	左記職員に対する支給単価
兼務職員の特殊勤務手当	従事県立学校職員及び市町立学校 県費負担教職員	昼間部授業を本務として担 当する者の行う夜間部授 業、又は夜間部授業を本務 として担当する者の行う昼 間部授業	800 千 円	授業1時間当たり 1,310円
夜間実習勤務手当	従事県立学校職員及び市町立学校 県費負担教職員	生徒の実習又はこれに付随 する業務に夜間に従事した とき	2 千 円	1回 4,100円以内
有害農薬取扱手当	従事県立学校職員及び市町立学校 県費負担教職員	農薬を使用する農作物、森 林苗は等の病害虫防除作 業、指導作業	－ 千 円	日額 290円
多学年学級担当手当	従事副校長、教頭、主幹教諭、指 導教諭、教諭、助教諭、講師	授業、指導 (1)3の学年の児童、生徒で 編成されている学級 (2)2の学年の児童、生徒で 編成されている学級	548 千 円	(1)日額 350円 (2)日額 290円
教員特殊業務手当	従事教育職員	学校の管理下において行う 非常災害時等の緊急業務	－ 千 円	日額 8,000円以内
		修学旅行等の引率指導業務	32,611 千 円	日額 5,100円
		泊を伴うもの又は週休日等 に行う対外運動競技等の引 率指導業務	25,596 千 円	日額 5,100円
		学校の管理下において行う 週休日等に行う部活動の指 導業務	251,245 千 円	日額 2,700円以内
		週休日等に行う入試業務	－ 千 円	日額 900円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校、特別支援学校に勤務す る教諭で規則で定める主任等の教 諭	教務主任、学年主任、生徒 指導主事、進路指導等の担 当業務	38,177 千 円	日額 200円
教務実習手当	技術員及び農業技術員	農業に関する教育指導業務	332 千 円	日額 350円
港湾巡視手当	港湾巡視員	港湾管理の巡視業務	－ 千 円	日額 190円
牛鶏糞乾燥処理作業手 当	技術員及び農業技術員	鶏ふん乾燥機による乾燥し た鶏ふんの処理作業等	－ 千 円	日額 250円
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所の衛生課及び検査 課に勤務する技術員及び業務技術 員	家畜の伝染病防疫等	52 千 円	日額 300円

(注) 1 端数処理のため数値が合わないことがあります。

2 計数処理の都合上、追給・返納があった場合は実績年度に反映しているため、実際の決算額との相違があります。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度普通会計決算）	2,307,232 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度普通会計決算）	421 千円
支給実績（令和4年度普通会計決算）	2,232,085 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度普通会計決算）	409 千円

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度普通会計決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で指定する職にある者に対して支給 例) 部長 130,300円 副部長 94,000円 課長 70,800円	同	—	819,375 千円	708,802 円
初任給調整手当	医療職給料表（一）、研究職給料表及び医療職給料表（二）の適用を受ける職員の職で専門的知識を必要とする職員等に一定期間支給 最高支給月額 369,500円	一部異なる	保健師に対して医療職給料表（二）を適用するにあたって支給対象とした	42,878 千円	504,452 円
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 上記以外 6,500円 満16歳になる年度初めから満22歳 1人につき になる年度末までの子がいる場合 5,000円加算	同	—	1,419,480 千円	251,058 円
住居手当	借家・借間 最高限度額 27,000円	一部異なる	家賃額の下限及び手当額の上限	1,062,549 千円	279,397 円
通勤手当	・交通機関利用者 支給限度額 55,000円 ・交通用具使用者 支給限度額 自動車・バイク 38,400円 自転車 24,400円 ・特別急行列車等利用者 加算限度額 20,000円	一部異なる	本県の交通事情を考慮して自動車・バイクにおける支給単価を設定	1,533,515 千円	102,030 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 定額 30,000円 加算限度額 70,000円	同	—	58,773 千円	399,816 円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて支給 準ずる手当 5% 2級地 8%	同	—	1,219 千円	203,239 円
農林漁業普及指導手当	改良普及員等が普及指導等に従事した場合に給料月額に一定割合を乗じて支給 専門技術員 6% (3%) 普及員 8% (4%) ※（ ）内は、管理職員にかかる率			33,740 千円	281,166 円
休日勤務手当	祝日法における休日等において正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数	同	—	282,487 千円	114,739 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同	—	180,849 千円	48,498 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一般の宿日直 4,400円 特殊な業務等の宿直 支給限度額 7,400円	同	—	8,808 千円	9,647 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度普通会計決算)
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員等が臨時又は緊急の必要性等により週休日等に勤務した場合に支給 例) 部長 12,000円 副部長 10,000円 課長 8,000円	同	—	2,354 千円	12,793 円
災害派遣手当	災害対策基本法第32条第1項に規定する職員で住居又は居所を離れて県の区域内に滞在するものに対して支給 滞在した期間及び利用施設の区分に応じた額 (日額3,970円～6,620円)			— 千円	— 円
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条に規定する職員で住居又は居所を離れて県の区域内に滞在するものに対して支給 滞在した期間及び利用施設の区分に応じた額 (日額3,970円～6,620円)			— 千円	— 円
産業教育手当	高等学校の農業・工業に関する課程で実習を伴う科目を主として担当する教員(副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、常勤講師)に支給 「給料月額+教職調整額」×5% (定時制通信教育手当受給者は3%)			59,377 千円	191,539 円
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在する学校に勤務する職員に「給料月額+調整額+教職調整額+扶養手当」の合計額に一定割合を乗じて支給 準ずる手当 4% 準ずる学校 4% 1級地 8% 2級地 12% 3級地 16% 4級地 20%			56,416 千円	318,734 円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校の校長、副校長、教頭、本務職員(主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤講師、実習助手)に支給 「給料月額+教職調整額」×5% (管理職手当受給者は4%)			28,318 千円	217,828 円
義務教育等教員特別手当	8,000円を超えない範囲で職務の級号給に応じて規則で定める額を教育職員に対し支給			519,043 千円	59,469 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分			給料月額等		
給料	知	事	1,260,000 円		
	副	知 事	990,000 円		
報酬	議	長	990,000 円		
	副	議 長	860,000 円		
	議	員	800,000 円		
期末手当	知	事	(令和5年度支給割合)		
	副	知 事	3.40 月分		
	議	長	(令和5年度支給割合)		
	副	議 長	3.40 月分		
退職手当			(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知	事	126万円×在職月数×0.55	3,326万円	任期毎又は通算
	副	知 事	99万円×在職月数×0.38	1,806万円	任期毎又は通算
	備	考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

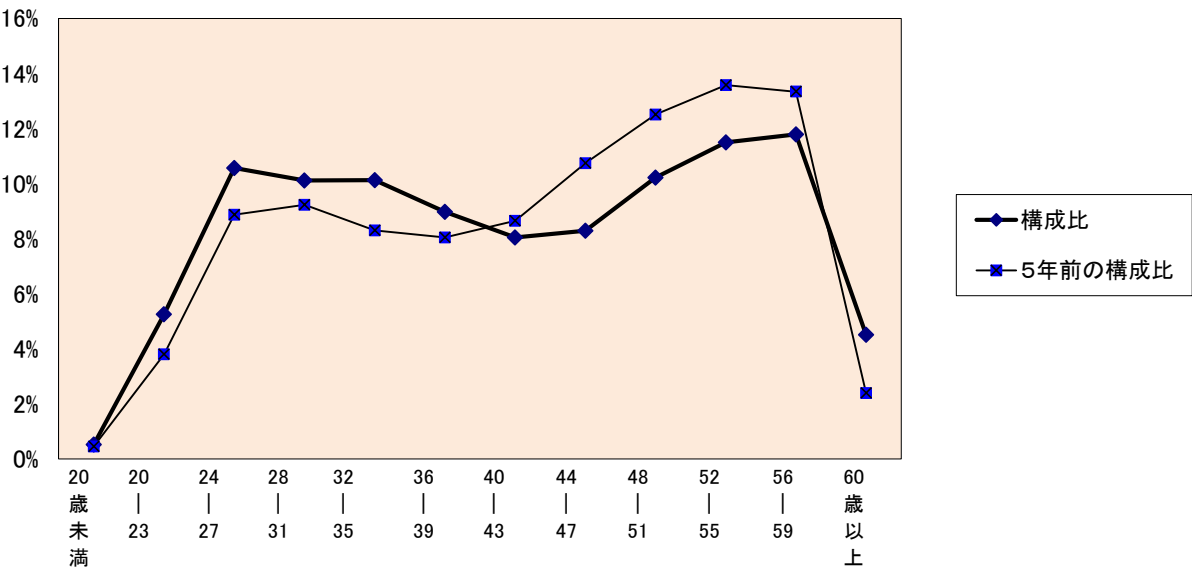
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	27	27	0
		総 務	729	754	25
		税 務	108	109	1
		労 働	44	45	1
		農 水	806	799	▲ 7
		商 工	159	160	1
		土 木	592	592	0
		民 生	304	301	▲ 3
		衛 生	399	397	▲ 2
		計	3,168	3,184	16
	教 育 部 門	義務教育	5,983	6,051	68
		高等学校等 教育	1,939	1,927	▲ 12
		学校教育以外 の教育部門	370	367	▲ 3
		計	8,292	8,345	53
	警 察 部 門	警察官	1,713	1,716	3
		その他	290	290	0
		計	2,003	2,006	3
	小 計	13,463	13,535	72	(参考：人口10万人当たり職員数 1,690 人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	工業用水道	7	8	1	大規模改修工事への対応(1)
	その他	18	18	0	
	小 計	25	26	1	
合 計		13,488 [14,665]	13,561 [14,694]	73 [29]	(参考：人口10万人当たり職員数 1,693 人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	72人	713人	1,434人	1,373人	1,374人	1,218人	1,092人	1,125人	1,387人	1,560人	1,600人	613人	13,561人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,001	3,066	3,079	3,117	3,168	3,184	183 (6.1%)
教育	8,106	8,163	8,227	8,244	8,292	8,345	239 (2.9%)
警察	2,009	2,026	2,031	2,019	2,003	2,006	▲ 3 (▲0.1%)
普通会計計	13,116	13,255	13,337	13,380	13,463	13,535	419 (3.2%)
公営企業等会計計	24	24	24	25	25	26	2 (8.3%)
総合計	13,140	13,279	13,361	13,405	13,488	13,561	421 (3.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数（東部工業用水道局の職員を含む）。

7 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
	(A)		(B)	(B)/(A)	
R5年度	千円 407,518	千円 △18,744	千円 61,846	% 15.2	% 12.0

区 分	職員数 (A)	給 与 費				(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
R5年度	人 7	千円 27,506	千円 5,090	千円 11,748	千円 44,344	千円 6,335
						千円 6,341

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含みますが、会計年度任用職員を含みません。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
佐賀県（公営企業職員）	42.4 歳	327,452 円	527,905 円
団 体 平 均	44.8 歳	342,602 円	528,333 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

佐賀県（公営企業職員）	佐賀県（一般職）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,678 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,643 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

佐賀県（公営企業職員）	佐賀県（一般職）
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 その他の加算措置 - 1人当たり平均支給額 -	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 その他の加算措置 - 1人当たり平均支給額 1,634 千円
勸奨・定年 24.586875 月分 33.27075 月分 47.709 月分 47.709 月分 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	勸奨・定年 24.586875 月分 33.27075 月分 47.709 月分 47.709 月分 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)

- (注) 1 佐賀県（公営企業職員）の1人当たり平均支給額については、支給対象職員が1名のため、記載していません。
2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	- 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	- 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	0 %
手当の種類（手当数）	4 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
高圧電気管理手当	従事職員	高圧遮断器の投入、限流ヒューズの取り外し、高圧バスの投入等	- 千円	日額 220円
高所作業手当	従事職員	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所での建設工事又は改修工事作業等	- 千円	日額 320円以内
特殊現場作業手当	従事職員	交通量の多い道路で交通を遮断することなく行う作業	- 千円	日額 300円
用地交渉従事手当	従事職員	公共事業に伴う土地、建物の取得等に係る補償に関し、所有者等と直接交渉する業務	- 千円	日額 660円 (午前8時30分前、午後6時以後990円)

(注) 支給実績については、支給対象者がいないため、記載していません。

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	1,031 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	172 千円
支給実績（令和4年度決算）	1,883 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	314 千円

オ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、 規程で指定する職にある者に対して支給 事務所長 94,000円	同	-	- 千円	- 円
管理職員特別勤務 手当	管理職手当支給対象職員等が臨時又は緊急の 必要性等により週休日等に勤務した場合に支給 例) 事務所長 10,000円	同	-	- 千円	- 円
扶養手当	配偶者 6,500円 (配偶者がいない場合の1人目) 10,000円 上記以外 6,500円 満16歳になる年度初めから満22歳 1人につき になる年度末までの子がいる場合 5,000円加算	同	-	1,176 千円	196,000 円
住居手当	借家・借間 最高限度額 27,000円	同	-	- 千円	- 円
通勤手当	交通機関利用者 支給限度額 55,000円 交通用具使用者 支給限度額 自動車・バイク 38,400円 自転車 24,400円 特別急行列車等利用者 加算限度額 20,000円	同	-	1,431 千円	178,850 円

(注) 管理職手当及び住居手当の支給実績及び支給職員1人当たり平均支給年額については、支給対象職員が1名のため、記載していません。